

特定非営利活動法人より S o y 定款

令和 年 月 日 施行

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人より S o y という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島県東広島市西条町西条453-3に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、地域で生活する障害のある児童及び者、高齢者並びにその家族に対し、日常生活の支援、社会参加の促進及び将来の自立支援に関する事業を行い、もって利用者及びその家族が地域社会において安心して安全に生活できる社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動

(事 業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- ② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業
- ③ 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- ④ 介護保険法に基づく居宅サービス事業
- ⑤ 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
- ⑥ 一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）及び自家用自動車有償運送事業
- ⑦ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の1種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」をいう。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、活動を推進する個人及び団体

(入 会)

第7条 正会員については特に条件を定めない。

2 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長とする。また副理事長を置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職 務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後、最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職 員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種 別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構 成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権 能)

第23条 総会は、次の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

(開 催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招 集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条、次条第 1 項第 2 号及び第 51 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したことにより、総会の決議があつたものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行う者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招 集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 10 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議 決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予

算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他の新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

(解 散)

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠乏
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 53 条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会の議決により選定された団体に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行う。

なお、法第31条の10第4項及び法第31条の12第4項に規定する公告については、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	枝折千秋
理事	織田真澄
同	日下光二
同	植西文江
監事	鈴木由夫
同	中西純一

3 この法人の設立当初の役員任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成29年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成29年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員（個人）	入会金	0円	年会費	0円
(2) 正会員（団体）	入会金	0円	年会費	0円

2025年度事業計画書 (令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

特定非営利活動法人よりSoy

1. 目的

この法人は、地域の高齢者、障害をもつ人及びその家族に対して、日常生活における支援やサポート、社会との交流の促進に関する事業を行い、利用者及びその家族が地域社会の中で安心安全に暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

2. 次年度事業計画

法人理念である、「未来を笑顔で語り合う～ちがいきそ未来の輝きとして～ 誰もが安心して自分らしく過ごせ未来を笑いながら語り合える、地域創りを目指します」に向かって、利用者、家族、地域のニーズや課題に寄り添って、地域の人々と共に考えながら、安心安全かつ自分らしく過ごせるような地域創りに努めていく。

今年度は、上記の取り組みを実現していくために必要な体制として、以下の3つの部門を新たに設置した。

①ICT 支援機器部門 ②オープンマインド部門 ③助成金・補助金部門

①ICT 支援機器部門

この部門は、ICT支援機器の活用を通じて、ノーマライゼーションの理念に沿って利用者様の基本的人権・尊厳(意思決定支援)を保障し実現していくことを目的とする。

2024年2月には、「赤い羽根福祉基金 前田和子基金 重症児等と家族に対する支援活動応援助成金 第4回助成」に、『日常生活支援機器、意思伝達装置を活用(ICT 支援機器)することにより、重症心身障害児・者(医療的ケア児・者)の日常がウェルビーイング(意思決定、社会参加・役割、コミュニケーション等)になることを実現していく』という取り組みで応募し、2025年5月に採択された。

どんなに重い障害や医療的なケアを必要としても、自分の意思で選び、自立した生活を送り、それぞれが自分の役割を持って社会参加できる輝く未来を利用者とともに創っていく活動とする。そのため、ICT 支援機器の専門職や関係機関と連携し、利用者様の可能性をひらく ICT 支援に取り組んでいく。

昨年度の ICT 研修会では「できないことをできるように！～自分らしさの未来創りに～」というテーマのもと、「“夢”だと思っていたこと」、「“夢”だと諦めていたこと」が、現代のテクノロジーを介することで利用者様の弱みが強みへと展開でき“夢”が“実現”へと転換していく取り組みを、今年度は利用者様と共に挑戦していく。

②オープンマインド部門は、私たちの法人の理念をより具体的に体現するために必要な部門として設置した。

この部門は、さらに2つの部門に分けて取り組んでいく。

(1)企画・広報部門

本取り組みの目的は、各事業所が、法人理念を具体的なアクションで示すための企画とその実施計画を立て実施していく。

内容として、家族会計画、家族支援計画、内部・外部研修計画、地域連携計画、「こんなこともやってみよう」企画募集、事業所の広報、その他趣旨に沿うものも含む。

(2)相談部門

本取り組みの目的は、法人内部や利用者も含む法人外部からの広範な意見の集約と、各種相談への対応に当たる。法人の土台となる風通しの良い組織づくりを目指す。

内容として、ハラスメント相談窓口、いじめ虐待に関する相談窓口、公益通報(内部通報)窓口、見学等

外部対応、利用者・家族・スタッフの日々の悩み相談、その他趣旨に沿うものも含む。

【オープンマインドの名称の由来について 部門長：藤山より】

オープンマインド=open mind という言葉は様々な意味と使われ方がある。一般的には「心が広い」「頭が柔らかい」「開放的」「偏見がない」という意味での使われ方をすることが多いが、より広い解釈も見受けられる。時に、一歩踏み出すことを躊躇する人に対して、「怖がらないで」という意味でこの言葉を掛けることもある。これが私の一番好きな使われ方でもある。closed mind(閉じこもる)の対義語でもある。

このセクションの名前として特定の限定的な意味はありません。法人としても、スタッフとしても、或は一人の人としても、常にオープンマインドでありたいとの願いをもって命名した。特に相談部門は、風通しのよい組織風土を作っていく上で不可欠と考えており、強化していくことが必要だと思い設立を考えた。積極的に活用していく所存である。

③助成金・補助金部門は、持続可能な事業運営を実現するために、各種助成金や補助金の情報収集・申請・活用に取り組む部門である。

(1)助成金や補助金により、法人全体の雇用促進や人材育成、労働環境向上を図る。(2)目標に対応するための設備導入費用や研修費用といった経費の一部を、助成金や補助金でまかない、法人を豊かにすることを目的とする。

限られた資源の中でも最大限の支援が届けられるよう、計画的な資金活用を図る。

その他次年度事業計画として

前年度に引き続き、通学支援・学校行事の校外学習や修学旅行などの看護師派遣の検討、そして通学支援や移動支援のサービスに必要な介護タクシー事業(一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送事業限定))に係る申請を継続して行う。介護タクシー事業の開始予定は、2025年9月を目指している。より一層住み慣れた地域で、安心して暮らせる地域創りに貢献するためにも看護師派遣、介護タクシーの育成・啓発・体制を整えていく。

法人理念の実現に向けて、私たちは利用者・ご家族・地域の方々の多様なニーズや課題に丁寧に寄り添い、地域の皆さんと共に考えながら、安心・安全で自分らしく過ごせる地域づくりに努めていく所存である。

【HP:<https://www.yorisoy.com>】

【Instagram:QRコード右記】

より Soy →



@1104_YORISOY_

訪問看護→



YO_RISOY

3. 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	事業費の金額 (単位:千円)
児童福祉法に基づく障害児通所支援事業 (Yu~ki)	「放課後等デイサービス」就学している障害児について、授業の終了後又は休業日に通所し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を行	令和7年 4月～令和8年3月	東広島市 西条町西条 453-3	9名 ・常勤 : 4名 ・非常勤 : 5名	東広島市 竹原市 定員5名/日	全体合計 106,569 (利用者負担額含) 事業所合計 25,000

	う。					
児童福祉法に基づく障害児通所支援事業 (Yu~ki)	「居宅訪問型児童発達支援」 居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行う。	令和7年 4月～令和8年3月	東広島市 西条町西条 453-3	4名(兼務) ・常勤 : 1名 ・非常勤: 3名	東広島市	障害児通所給付費 19,000
児童福祉法に基づく障害児通所支援事業 (Yu~ki)	「保育所等訪問支援事業」	令和7年 4月～令和8年3月	東広島市 西条町西条 453-3	4名(兼務) ・常勤 : 1名 ・非常勤: 3名	東広島市	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業 (Yu~ki)	「生活介護」 障害者支援施設等において、入浴、排泄及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障害者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行う。	令和7年 4月～令和8年3月	東広島市 西条町西条 453-3	9名 ・常勤 : 4名 ・非常勤: 5名	東広島市 定員5名/日	障害福祉サービス 4,500
児童福祉法に基づく障害児通所支援事業 (iBuki)	「児童発達支援、放課後等デイサービス【多機能型】」 (児発)日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、そのほか必要な支援を行う。 「放課後等デイサービス」 就学している障害児について、授業の終了後又は休業日に通所し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を行う。	令和7年 4月～令和8年3月	東広島市 西条中央6丁目6-24	7名 ・常勤 : 3名 ・非常勤: 4名	東広島市 竹原市 定員5名/日	事業所合計 25,000

介護保険法に基づく居宅サービス事業 (訪問看護ステーションYu~ki)	居宅要介護者(主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたものに限る。)について、その者の居宅において看護師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行う。	令和7年 4月～令和8年3月	呉市中通 2丁目3番30号 みのりハイム中通リグランドコミュニティ中通305号	9名 ・常勤 6:名 ・非常勤:3名	呉市 江田島市 東広島市 竹原市 熊野町	事業所全体 30,000
介護保険法に基づく居宅サービス事業 (訪問介護ステーションYu~ki)	要介護状態等の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう身体介護その他の生活全般にわたる援助を行う。	令和7年 4月～令和8年3月	呉市中通 2丁目3番30号 みのりハイム中通リグランドコミュニティ中通305号	5名(兼務) ・常勤 :3名 ・非常勤:3名	呉市 江田島市 東広島市 竹原市 熊野町	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業(訪問介護ステーションYu~ki)	利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう居宅介護等を提供する ・居宅介護 身体介護・家事援助・通院等介助・重度訪問介護・移動支援	令和7年 5月～令和8年3月	呉市中通 2丁目3番30号 みのりハイム中通リグランドコミュニティ中通305号	5名(兼務) ・常勤:3名 ・非常勤:3名	呉市 江田島市 東広島市 竹原市 熊野町	
一般乗用旅客自動車運送事業、患者・要介護及び高齢者等の搬送業務、自家用自動車有償運送事業 (訪問介護ステーションYu~ki)	要介護者や要支援者、障害者といった方々を対象にしたタクシー事業(一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送限定))を行う	令和7年 9月ごろ 開始予定	呉市中通 2丁目3番30号 みのりハイム中通リグランドコミュニティ中通305号	5名(兼務) ・常勤 :3名 ・非常勤:3名	呉市 江田島市 東広島市 竹原市 熊野町	1,069

一般乗用旅客 自動車運送事 業、患者・要介 護及び高齢者 等の搬送業 務、自家用自 動車有償運送 事業(Yu~ki)	広島県立西条特別支援学校 に在籍し、通学中に医療的ケ アが必要な医療的ケア児の登 下校において、タクシー事業 者が運行する車両に看護師が 同乗し、移動中に必要な医療 的ケアなどを実施することによ り、医療的ケア児が安全に通 学できるよう支援する。	令和8年 4月～令 和9年3 月	広島県立 西条特別 支援学校	5名(兼務) ・常勤:2名 ・非常勤:3名	東広島市 竹原市	2,000
---	---	---------------------------	----------------------	-----------------------------	-------------	-------

2026年度事業計画書 (令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

特定非営利活動法人よりSoy

1. 目的

この法人は、地域の高齢者、障害をもつ人及びその家族に対して、日常生活における支援やサポート、社会との交流の促進に関する事業を行い、利用者及びその家族が地域社会の中で安心安全に暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

2. 次年度事業計画

法人理念である、「未来を笑顔で語り合う～ちがいこそ未来の輝きとして～ 誰もが安心して自分らしく過ごせ未来を笑いながら語り合える、地域創りを目指します」に向かって、利用者、家族、地域のニーズや課題に寄り添って、地域の人々と共に考えながら、安心安全かつ自分らしく過ごせるような地域創りに努めていく。

今年度は、上記の取り組みを実現していくために必要な体制として、以下の3つの部門を新たに設置した。

①ICT 支援機器部門 ②オープンマインド部門 ③助成金・補助金部門

①ICT 支援機器部門

この部門は、ICT支援機器の活用を通じて、ノーマライゼーションの理念に沿って利用者様の基本的人権・尊厳(意思決定支援)を保障し実現していくことを目的とする。

2024年2月には、「赤い羽根福祉基金 前田和子基金 重症児等と家族に対する支援活動応援助成金 第4回助成」に、『日常生活支援機器、意思伝達装置を活用(ICT 支援機器)することにより、重症心身障害児・者(医療的ケア児・者)の日常がウェルビーイング(意思決定、社会参加・役割、コミュニケーション等)になることを実現していく』という取り組みで応募し、2025年5月に採択された。

どんなに重い障害や医療的なケアを必要としても、自分の意思で選び、自立した生活を送り、それぞれが自分の役割を持って社会参加できる輝く未来を利用者とともに創っていく活動とする。

そのため、ICT 支援機器の専門職や関係機関と連携し、利用者様の可能性をひらく ICT 支援に取り組んでいく。

昨年度の ICT 研修会では「できないことをできるように！～自分らしさの未来創りに～」というテーマのもと、「“夢”だと思っていたこと」、「“夢”だと諦めていたこと」が、現代のテクノロジーを介することで利用者様の弱みが強みへと展開でき“夢”が“実現”へと転換していく取り組みを、今年度は利用者様と共に挑戦していく。

②オープンマインド部門は、私たちの法人の理念をより具体的に体現するために必要な部門として設置した。

この部門は、さらに2つの部門に分けて取り組んでいく。

(1)企画・広報部門

本取り組みの目的は、各事業所が、法人理念を具体的なアクションで示すための企画とその実施計画を立て実施していく。

内容として、家族会計画、家族支援計画、内部・外部研修計画、地域連携計画、「こんなこともやってみよう」企画募集、事業所の広報、その他趣旨に沿うものも含む。

(2)相談部門

本取り組みの目的は、法人内部や利用者も含む法人外部からの広範な意見の集約と、各種相談への対応に当たる。法人の土台となる風通しの良い組織づくりを目指す。

内容として、ハラスメント相談窓口、いじめ虐待に関する相談窓口、公益通報(内部通報)窓口、見学等

外部対応、利用者・家族・スタッフの日々の悩み相談、その他趣旨に沿うものも含む。

【オープンマインドの名称の由来について 部門長：藤山より】

オープンマインド=open mind という言葉は様々な意味と使われ方がある。一般的には「心が広い」「頭が柔らかい」「開放的」「偏見がない」という意味での使われ方をすることが多いが、より広い解釈も見受けられる。時に、一歩踏み出すことを躊躇する人に対して、「怖がらないで」という意味でこの言葉を掛けることもある。これが私の一番好きな使われ方でもある。closed mind(閉じこもる)の対義語でもある。

このセクションの名前として特定の限定的な意味はありません。法人としても、スタッフとしても、或は一人の人としても、常にオープンマインドでありたいとの願いをもって命名した。特に相談部門は、風通しのよい組織風土を作っていく上で不可欠と考えており、強化していくことが必要だと思い設立を考えた。積極的に活用していく所存である。

③助成金・補助金部門は、持続可能な事業運営を実現するために、各種助成金や補助金の情報収集・申請・活用に取り組む部門である。

(1)助成金や補助金により、法人全体の雇用促進や人材育成、労働環境向上を図る。(2)目標に対応するための設備導入費用や研修費用といった経費の一部を、助成金や補助金でまかない、法人を豊かにすることを目的とする。

限られた資源の中でも最大限の支援が届けられるよう、計画的な資金活用を図る。

その他次年度事業計画として

前年度に引き続き、通学支援・学校行事の校外学習や修学旅行などの看護師派遣の検討、そして通学支援や移動支援のサービスに必要な介護タクシー事業(一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送事業限定))に係る申請を継続して行う。介護タクシー事業の開始予定は、2025年9月を目指している。より一層住み慣れた地域で、安心して暮らせる地域創りに貢献するためにも看護師派遣、介護タクシーの育成・啓発・体制を整えていく。

法人理念の実現に向けて、私たちは利用者・ご家族・地域の方々の多様なニーズや課題に丁寧に寄り添い、地域の皆さんと共に考えながら、安心・安全で自分らしく過ごせる地域づくりに努めていく所存である。

【HP:<https://www.yorisoy.com>】



【Instagram:QRコード右記】

より Soy →

@1104_YORISOY_



訪問看護→

YO_RISOY

3. 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	事業内容	実施 日時	実施 場所	従事者 の人数	受益対象者 の範囲及び 人数	事業費の 金額 (単位:千円)
児童福祉法に基づく障害児通所支援事業(Yu~ki)	「放課後等デイサービス」就学している障害児について、授業の終了後又は休業日に通所し、生活能力の向上のために必要な訓練、社	令和8年4月～令和9年3月	東広島市西条町西条 453-3	9名 ・常勤 :4名 ・非常勤:5名	東広島市竹原市 定員5名/日	全体合計 108,268 (利用者負担額含) 事業所合計 25,000

	会との交流の促進を行う。					
児童福祉法に基づく障害児通所支援事業 (Yu~ki)	「居宅訪問型児童発達支援」 居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行う。	令和8年 4月～令和9年3月	東広島市 西条町西条 453-3	4名(兼務) ・常勤 :1名 ・非常勤:3名	東広島市	障害児通所給付費 20,000
児童福祉法に基づく障害児通所支援事業 (Yu~ki)	「保育所等訪問支援事業」	令和8年 4月～令和9年3月	東広島市 西条町西条 453-3	4名(兼務) ・常勤 :1名 ・非常勤:3名	東広島市	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業 (Yu~ki)	「生活介護」 障害者支援施設等において、入浴、排泄及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障害者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行う。	令和8年 4月～令和9年3月	東広島市 西条町西条 453-3	9名 ・常勤 :4名 ・非常勤:5名	東広島市 定員5名/日	障害福祉サービス 4,100
児童福祉法に基づく障害児通所支援事業 (iBuki)	「児童発達支援、放課後等デイサービス【多機能型】」 (児発)日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、そのほか必要な支援を行う。 「放課後等デイサービス」 就学している障害児について、授業の終了後又は休業日に通所し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を行う。	令和8年 4月～令和9年3月	東広島市 西条中央6丁目6-24	7名 ・常勤 :3名 ・非常勤:4名	東広島市 竹原市 定員5名/日	事業所合計 25,000

介護保険法に基づく居宅サービス事業（訪問看護ステーションYu~ki）	居宅要介護者（主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたものに限る。）について、その者の居宅において看護師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行う。	令和8年4月～令和9年3月	呉市中通2丁目3番30号 みのりハイム中通りグランドコミュニティ中通305号	9名 ・常勤 6:名 ・非常勤:3名	呉市 江田島市 東広島市 竹原市 熊野町	事業所全体 30,000
介護保険法に基づく居宅サービス事業（訪問介護ステーションYu~ki）	要介護状態等の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう身体介護その他の生活全般にわたる援助を行う。	令和8年4月～令和9年3月	呉市中通2丁目3番30号 みのりハイム中通りグランドコミュニティ中通305号	5名(兼務) ・常勤 :3名 ・非常勤:3名	呉市 江田島市 東広島市 竹原市 熊野町	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業（訪問介護ステーションYu~ki）	利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう居宅介護等を提供する ・居宅介護 身体介護・家事援助・通院等 介助・重度訪問介護・移動支援	令和8年4月～令和9年3月	呉市中通2丁目3番30号 みのりハイム中通りグランドコミュニティ中通305号	5名(兼務) ・常勤:3名 ・非常勤:3名	呉市 江田島市 東広島市 竹原市 熊野町	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業（訪問介護ステーションYu~ki）	要介護者や要支援者、障害者といった方々を対象にしたタクシー事業（一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送限定））を行う	令和8年4月～令和9年3月	呉市中通2丁目3番30号 みのりハイム中通りグランドコミュニティ中通305号	5名(兼務) ・常勤 :3名 ・非常勤:3名	呉市 江田島市 東広島市 竹原市 熊野町	1,968
一般乗用旅客自動車運送事業、患者・要介護及び高齢者等の搬送業務、自家用自動車有償運送事業	広島県立西条特別支援学校に在籍し、通学中に医療的ケアが必要な医療的ケア児の登下校において、タクシー事業者が運行する車両に看護師が同乗し、移動中に必要な医療的ケアなどを実施することにより、医療的ケア児が安全に通学できるよう支援する。	令和8年4月～令和9年3月	広島県立西条特別支援学校	5名(兼務) ・常勤:2名 ・非常勤:3名	東広島市 竹原市	2,200

(訪問介護ステーション Yu~ki)						
--------------------	--	--	--	--	--	--

令和7年度 活動予算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日

特定非営利活動法人 よりSoy
(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
2. 受取助成金等			
受取助成金	2,000,000		
受取補助金	1,000,000	3,000,000	
3. 事業収益			
障害児通所給付費収益	72,125,000		
障害福祉サービス事業収益	5,637,000		
訪問看護療養費収益	30,757,000		
利用者負担金収益	2,559,000	111,078,000	
4. その他収益			
受取利息	1,000		
雑収入	1,547,000	1,548,000	
経常収益計			115,626,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	67,152,000		
賞与	3,043,000		
法定福利費	11,096,000		
福利厚生費	151,000		
介護職等紹介手数料	1,891,000		
人件費計	83,333,000		
(2) その他経費			
会議費	3,000		
旅費交通費	1,211,000		
車両費	3,204,000		
通信運搬費	1,857,000		
消耗品費	1,106,000		
修繕費	5,000		
水道光熱費	519,000		
地代家賃	3,759,000		
賃借料	3,039,000		
減価償却費	1,000,000		
保険料	1,666,000		
諸会費	46,000		
租税公課	21,000		
研修費	215,000		
支払手数料	2,372,000		
接待交際費	81,000		
給食費	611,000		
支払利息	877,000		
保証料	49,000		
雑費	1,595,000		
その他経費計	23,236,000		
事業費計		106,569,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			106,569,000
当期経常増減額			9,057,000
税引前当期正味財産増減額			9,057,000
法人税、住民税及び事業税			710,000
当期正味財産増減額			8,347,000
前期繰越正味財産額			△9,761,787
次期繰越正味財産額			△1,414,787

令和8年度 活動予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日

特定非営利活動法人 よりSoy
(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
2. 受取助成金等			
受取助成金	1,500,000		
受取補助金	1,500,000	3,000,000	
3. 事業収益			
障害児通所給付費収益	73,000,000		
障害福祉サービス事業収益	5,800,000		
訪問看護療養費収益	31,000,000		
利用者負担金収益	2,600,000	112,400,000	
4. その他収益			
受取利息	1,000		
雑収入	1,600,000	1,601,000	
経常収益計			117,001,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	68,000,000		
賞与	3,050,000		
法定福利費	11,000,000		
福利厚生費	150,000		
介護職等紹介手数料	2,500,000		
人件費計	84,700,000		
(2) その他経費			
会議費	3,000		
旅費交通費	1,200,000		
車両費	3,200,000		
通信運搬費	1,800,000		
消耗品費	1,100,000		
水道光熱費	520,000		
地代家賃	3,900,000		
賃借料	3,400,000		
減価償却費	1,000,000		
保険料	1,600,000		
諸会費	45,000		
租税公課	20,000		
研修費	210,000		
支払手数料	2,400,000		
接待交際費	80,000		
給食費	620,000		
支払利息	870,000		
雑費	1,600,000		
その他経費計	23,568,000		
事業費計		108,268,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			108,268,000
当期経常増減額			8,733,000
税引前当期正味財産増減額			8,733,000
法人税、住民税及び事業税			710,000
当期正味財産増減額			8,023,000
前期繰越正味財産額			△1,414,787
次期繰越正味財産額			6,608,213